平成２３年（フ）第１３７４号
名古屋市守山区小幡中１丁目１番３号
破産者　株式会社くらしおん
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７９号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目504番地
破産者　有限会社マルスミ基礎
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３８号
名古屋市緑区鳥澄２丁目112番地
破産者　株式会社アットワールド・ジャパン
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目75番25号
破産者　門松　靖幸
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
茨城県稲敷郡美浦村木原1876番地10
破産者　株式会社三浦製作所
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６３４０号
東京都港区芝５丁目10番５号入山ビル２階
破産者　株式会社ルール
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７３１号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼４丁目１－２－504
破産者　桑原　寿治
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１号
岐阜県多治見市大畑町西仲根１番地の224
破産者　前野とき子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１０５号
岐阜県中津川市千旦林1504番地の２　セントラルハイツ12号、従前の住所岐阜県恵那市東野25番地４
破産者　伊佐地建材こと　伊佐地千秋
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１９号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の126
破産者　安部　政博
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２３３号
静岡県沼津市足高字尾上282番地の４
破産者　鎌倉冷凍株式会社
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
名古屋市南区鳥栖１丁目１番19号
破産者　愛知県建設同業者協同組合
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５６２号
名古屋市南区豊田５丁目15番３号
破産者　有限会社大慎
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４号
群馬県太田市東新町728番地の２
破産者　有限会社山田鉄工所
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５９号
滋賀県守山市浮気町321番地３　３号棟501号
破産者　株式会社チェリー・ジャパン・ボディーファッション
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６２４号
大阪府吹田市昭和町23番10号
破産者　有限会社ニーズ
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１号
岡山市南区大福1081番地２　大福コーポ２号、申立時の住所岡山市南区大福1316番地４
破産者　淺野　友美
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８号
福岡県大川市大字津367番地の２
破産者　株式会社新生カグ
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
千葉県旭市下永井563番地２
破産者　有限会社水野工業
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５２５号
横浜市都筑区川和町267番地
破産者　木立機材工業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５７７号
横浜市旭区上白根町894番地９
破産者　株式会社幸陽舎
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９２号
横浜市西区久保町19番14号
破産者　有限会社北澤商会
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部